

函 会

令和5年(2023年)12月6日

総務常任委員会委員 各位

会 計 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

債権者への口座払の支払漏れ事案の発生について

〔 会計部会計課
21-3102 〕

債権者への口座払の支払漏れ事案の発生について

1 事案の概要

本年11月15日の定期支払日に、事業者への委託料などを口座払するにあたり、支出伝票（支出命令書）のデータを財務会計システムに取り込む際に処理漏れがあり、予定していた支出命令書30件について、支払が行われていなかったことが、11月24日に債権者2者からの問合せにより判明した。

※支出命令書30件41者，総額22,285,430円

2 原因

定期の口座払を行う際は、財務会計システムの1画面で処理できる支出命令書30件を1セットにしてバーコードをリーダーで読み取り、財務会計システムの画面に表示される件数と支出命令書の枚数を確認しながら支払データの作成作業を行っている。

11月15日の口座払を行うための作業を行った際、処理予定の支出命令書824件のうち1セット分30件の読み取りが行われていないことに職員が気づかず、支出命令書の枚数確認も怠ったことにより、処理漏れが発生したところである。

また、ダブルチェックの際、処理した支出命令書の枚数確認までは行っていなかった。

3 対応と再発防止策

対象となった債権者に対し、事務処理のミスにより11月30日の支払いとなることを説明し謝罪した。

なお、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく遅延利息が1件生じた。

※遅延利息1件1者，金額100円

また、再発防止策については、一人の担当者が行っていた支出命令書のバーコードの読み取り作業後の枚数確認を他の職員も行き、ダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。